

70歳未満の方

- ① 世帯員全員の合計所得が一定以上の場合 126万円 (168万円)
- ② ①・③以外の場合 67万円 (89万円)
- ③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合 34万円 (45万円)

〈事例〉

医療保険上の世帯

世帯主 (70歳未満)

医療：国民健康保険
一部負担金 (20万円)

介護：利用者負担 (0円)

課税：市町村民税課税
(世帯合計所得600万円以下)

父 (70～74歳)

医療：国民健康保険
一部負担金 (30万円)

介護：利用者負担 (25万円)

課税：市町村民税非課税

母 (75歳以上)

医療：後期高齢者医療
一部負担金 (15万円)

介護：利用者負担 (10万円)

課税：市町村民税非課税

国民健康保険世帯の支給額

- ステップ1 → 医療保険上の世帯
 - 国民健康保険の世帯
- ステップ2 → 自己負担額の有無
 - 医療・介護の両方で自己負担あり
世帯主【医療】、父【医療・介護】
- ステップ3 → 基準額
 - 56万円 (70～74歳の②に該当)
 - 67万円 (70歳未満の②に該当)
- ステップ4 → 70～74歳の負担額合計
 - 医療30万円＋介護25万円
医療・介護で負担額ある場合のみ
- ステップ5 → 70～74歳の基準額で算定
負担額55万円－基準額56万円
 - 基準額を超えないため、支給なし
- ステップ6 → 世帯全員の負担額合計
 - 【父】 医療30万円＋介護25万円
 - 【主】 医療20万円＋介護0円
- ステップ7 → 70歳未満の基準額で算定
負担額75万円－基準額67万円
 - 支給額8万円

申請手続きの留意点

次に該当する方は、以前加入していた医療保険の窓口や、転居前の市町村へ自己負担額証明書の交付手続きが必要となる場合があります。

平成20年4月から平成21年7月末までの間に



- ◆ 他の医療保険から国民健康保険に移られた方
- ◆ 市町村を越えて転居された方

高齢受給者証の更新を行います

町では、70歳以上の国保加入者に交付している「高齢受給者証」をお持ちの方と、8月から新たに対象となる方に、8月1日から有効な受給者証を7月末に送付します。手続きは必要ありません。

医療機関にかかるときは、保険証と一緒に窓口提示してください。

なお、受給者証の自己負担率は、平成20年中の所得で改めて判定しているため、今までと違っている場合があります。



- ◆ 問い合わせ 三種町役場 健康推進課 国保年金係 TEL 85-2137
- 琴丘総合支所地域生活課 福祉保健係 TEL 87-3516
- 山本総合支所地域生活課 福祉保健係 TEL 83-2115